

関東農村における寛文延宝検地について： 武州榛沢郡荒川村の場合

青木, 良子 / AOKI, Yoshiko

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

15

(開始ページ / Start Page)

85

(終了ページ / End Page)

102

(発行年 / Year)

1962-12

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00010677>

関東農村における寛文延宝検地について

——武州榛沢郡荒川村の場合——

青木良子

はしがき

- 一、荒川村の概況と支配事情
- 二、土地所有の変遷と延宝期の家族構成
- 三、寛文延宝期における村の展開

1 諸紛争

2 近世村落の確立

むすび

はしがき

第二次大戦後、量的に豊富であった近世農村史の個別研究も近年では年々減少しつつある。この傾向は、必ずしも農村史研究の停滞を意味するものではなく、むしろここ数年来近世史研究に対する方法論的反省が要請され、従来の個別的基礎的な調査活動の成果の上にたつて

関東農村における寛文延宝検地について（青木）

学界の研究動向が商品流通構造との関係、幕藩権力との関連、地主制展開への見通しをもって質的には、さらに高度の展開を遂げているものとすべきであろう⁽¹⁾。

ところで、関東地方についていえば、いち早く古島敏雄氏⁽²⁾によって、関東を東山養蚕地帯の一部と見なし大阪周辺などとの比較に立つすぐれた地域類型論の着想が提出されたにも拘らず、大石慎三郎氏⁽³⁾も指摘しているように、地理的・政治的特殊性と村方史料の伝存事情とに制約されて、近世農村史の研究は、他地域よりかなり遅れて着手され、数的には必ずしも多くはない。勿論、ここでも着実な調査にもとづく注目すべき業績⁽⁴⁾が、ここ数年来現われたが、なお、もっと個別的具体的な研究を蓄積すべき段階であると考ええる。

本稿で取扱う幕藩制成立期についていえば、関東にお

ける検地と本百姓の形成過程をめぐるといふつかの研究があるが、これまで明らかにされているのは、北島正元氏(5)の開拓した線に沿って、天正十八年の関東入国以来の徳川氏の検地は、太閤検地の強い原則にも拘らず、在地の実情に則して漸進的になされ、旧来の名主の系譜をひく土豪に対しては懐柔策がとられ、近世本百姓の一般的形成は、その後の総検地が行われた寛文延宝期に見られる、ということである。

本稿で対象とする武州榛沢郡荒川村(6)(現埼玉県大里郡花園村荒川)においても、近世村落の形成上、寛文延宝期が重要な時点であることは例外ではない。この錯綜した分郷関係をもつ関東農村において、幕府の寛文延宝検地施行下にあった農民の対応関係を具体的に検討することとしたい。

註(1)北島正元「戦後の農村史研究を回顧して」(史学雑誌六三ノ一〇・一一、昭和二十九年)、社会経済史学会編「戦後における社会経済史学の発達」(昭和三十年)、「藩政確立期の諸問題」特集号(社会経済史学二四ノ二、昭和三十三年)、「戦前・戦後の研究史の歩み」特集号(地方史研究五〇、昭和三十六年)、史学雑誌毎年五月号の「回顧と展望」。

(2)「近世に於ける商業的農業の展開」(社会構成史体系、昭和二十五年)。

(3)「関東地方史研究」関東近世史特集号(歴史評論九五、昭和三十三年)、なお、村上直「江戸及び近郊農村の研究と動向」(歴史教育六ノ一二、昭和三十三年)等。

(4)鳥塚恵和男「江戸時代関東一農村における土地所有と農業経営形態の変遷」(農業経済研究二四ノ二、昭和二十七年)、永原慶二・長倉保「後進的自給的農業地帯における村方地主制の展開——北関東の事例を中心に——」(史学雑誌六四ノ一一、昭和三十年)、北島正元「徳川氏の初期権力構造——検地と分附記載より見たる——」(史学雑誌六四ノ九、昭和三十年)、山田武磨「近世山村における本百姓の形成と家抱——武蔵国秩父郡太田部村の場合——」(群馬大人文科学紀要四ノ九、昭和三十年)、同「北関東山村における家抱制の解体過程」(日本歴史一三九、昭和三十五年)、青木虹二「小農民の自立について」(社会経済史学二三ノ四、昭和三十三年)、木村礎編「封建村落——その成立から解体へ——」(昭和三十三年)横浜市史第一巻(昭和三十三年)、児玉幸多「佐倉惣五郎」(昭和三十三年)、木村礎・伊藤好一編「新田村落」(昭和三十五年)。

(5)前掲史学雑誌六四ノ九。

(6)本稿で使用する史料は、すべて昭和三十三年夏以来採訪を重ねた花園村持田英孝氏所蔵文書である。調査の過程で田尻高樹編「持田家文書」二冊(昭和三十四年～三十五年)が刊行されたことは学界のために喜ばしいことであった。

一、荒川村の概況と支配事情

荒川村は、秩父盆地から東京湾に向う荒川が、関東平野に注ぐ寄居・熊谷間の河流の北岸沿いに位する生産力の低い畑作農村であった。江戸から西北に約二〇里、近くに熊谷・深谷（ともに中山道の宿駅）・寄居などの市場町を控え、また、北方三里にして舟運の盛んな利根川に至り、物資の交易、交通の便に頗る恵まれていた。

戦国末期の荒川村は、小田原後北条氏の一族鉢形城主北条安房守氏邦の支配下に属し、持田四郎左衛門らの荒川衆といわれる半農・半武士的性格を有する名主百姓や半人土着者らが居住していた⁽¹⁾。丑八月廿日付の北条氏邦朱印状はじめ二、三の朱印状に「荒川郷」とともに「只沢」の地名が見られるように、給人持田四郎左衛門家を中心に発展してきた荒川と、領主北条氏邦の直領（御領所）となっていた只沢の二聚落があり、戊子八月十五日の北条氏邦朱印状により、同年の検地改二〇貫余のうち、一貫五四一文の扶持を受けているのは、この御領所部分の代官給とみてよからう。

天正十八年六月鉢形城が落ち、後北条氏は滅亡し、徳川家康が関東に入封した。これに伴ない、北武蔵の民政は、旧領甲斐国の奉行成瀬吉右衛門・日下部兵右衛門に

より行われ、武川衆・根来衆がこれに従った⁽²⁾。

荒川村の最初の総検地は、文禄四年に伊奈熊蔵忠次を総奉行とする内藤左衛門尉・袴田七右衛門尉・川下（又は川田）平次左衛門尉の三奉行人によって実施され、田八反七畝九歩、畠三九町八反五畝一歩、屋敷九反一畝八歩、外に永不畠八町三反四畝二六歩が登録された⁽³⁾。

元和年間には、幕領八六石余（一三町四反三畝）と、五味菅十郎八一石余（一二町六反九畝八歩）、須田弥平二六石余（四町一反四畝四歩）の二人の給人とに分郷が行われる。このうち、幕領は、元和六年に給人吉野勘十郎に代り、寛永十一年に再び幕領に、その後、元禄十一年の所謂「地方直し」によって大久保長九郎・同源右衛門・同三太夫・内藤金左衛門の四給人に各五三石余宛均等に分郷され、五味領は、寛永元年小宮山喜左衛門に代り、須田領はそのまま存続して、元禄十一年以降六給に分郷されたまま明治維新を迎えた。

前述の北条氏邦の給人持田四郎左衛門は、この幕領から吉野領へ、ついで幕領へ、さらに四給地へという変遷（後掲史料一ノ(2)）を示す地域の世襲名主となる。寛文延宝期にはその子孫が太郎兵衛と称する。この地域では幕領時代（寛永・延宝期）に耕地が著しく拡大された。年貢は近世初頭以来はほぼ金納され、形式的には石高制で

第一表 荒川村幕領百姓別土地所有の変遷と家族構成

(単位位)

| 元和6年(A) | | | 寛文12年(古高)(B) | | | 延宝4年(C) | | | 延宝3年の家族構成(D) | | | | | | |
|---------|--------|--------|-------------------------------|--------|--------|---------|--------|--------|--------------|------|------------------------|--------|----|----|----|
| 元 和 | 6 年(A) | | 寛文12年(古高)(B) | | | 延宝4年(C) | | | 延宝3年の家族構成(D) | | | | | | |
| 百 姓 名 | 田 畑 | 屋 敷 | 百 姓 名 | 田 畑 | 屋 敷 | 百 姓 名 | 田 畑 | 屋 敷 | 野 錢 林 | 戸 主 | (年) 血縁 非血縁 家 族 生はへ 孝公人 | | | | |
| 1 | 四郎左衛門 | 327.24 | (廻 除) 太郎兵衛 市郎左衛門 庄 兵 衛 | 270.08 | 9.16 | 43.14 | 566.16 | 99.29 | 162.26 | 0.24 | 144.10 | 136.08 | 7人 | 1人 | 7人 |
| | | | 九郎兵衛 五郎左衛門 角右衛門 | 12.16 | 37.21 | 18.00 | 65.09 | 176.22 | 105.27 | 1.18 | 25.20 | 17.06 | 2 | 6 | 2 |
| | | | 七郎右衛門 権 兵 衛 | 139.04 | 3.22 | 21.20 | 12.00 | 1.22 | 1.22 | 1.18 | 3.06 | 3.06 | 4 | 1 | 4 |
| | | | 七郎右衛門 権 兵 衛 | 15.25 | 15.25 | 15.25 | 61.00 | 1.18 | 1.18 | 1.18 | 3.06 | 3.06 | 5 | 5 | 5 |
| 2 | 主 水 | 139.04 | 九郎兵衛 五郎左衛門 角右衛門 長七兵衛 七兵衛 | 18.00 | 21.20 | 21.20 | 105.27 | 95.15 | 209.14 | 1.18 | 17.06 | 17.06 | 1 | 1 | 2 |
| | | | 七郎右衛門 権 兵 衛 | 66.26 | 1.10 | 1.10 | 173.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 9.03 | 9.03 | 5 | 3 | 5 |
| 3 | 与右衛門 | 117.13 | 七郎右衛門 権 兵 衛 | 50.17 | 1.10 | 1.10 | 107.28 | 1.05 | 1.05 | 1.05 | 9.03 | 9.03 | 6 | 6 | 6 |
| | | | 孫 兵 衛 | 32.10 | 2.08 | 2.08 | 67.00 | 0.18 | 0.18 | 0.18 | 20.16 | 20.16 | 5 | 3 | 5 |
| 4 | 外 記 | 95.13 | 久 兵 衛 助 | 24.16 | 41.02 | 41.02 | 129.16 | 2.04 | 2.04 | 2.04 | 20.16 | 20.16 | 3 | 4 | 3 |
| | | | 清 兵 衛 | 16.16 | 2.08 | 2.08 | 55.17 | 2.04 | 2.04 | 2.04 | 20.16 | 20.16 | 4 | 3 | 4 |
| | | | 兵 左 衛 門 | 80.25 | 6.18 | 6.18 | 313.13 | 6.12 | 6.12 | 6.12 | 247.14 | 247.14 | 6 | 6 | 6 |
| 5 | 藤左衛門 | 80.25 | 清 左 衛 門 惣 左 衛 門 善 兵 衛 市 郎 兵 衛 | 21.17 | 20.28 | 17.21 | 49.20 | 35.17 | 47.16 | 1.06 | 1.06 | 1.06 | 2 | 2 | 2 |
| | | | 清 左 衛 門 惣 左 衛 門 善 兵 衛 市 郎 兵 衛 | 21.00 | (1.12) | (1.12) | 89.27 | 2.12 | 0.24 | 0.24 | 0.24 | 0.24 | 4 | 4 | 5 |
| 6 | 惣左衛門 | 81.06 | 清 左 衛 門 惣 左 衛 門 善 兵 衛 市 郎 兵 衛 | 21.00 | (1.12) | (1.12) | 89.27 | 2.12 | 0.24 | 0.24 | 0.24 | 0.24 | 5 | 5 | 1 |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|----|-------------|-------|--------|--------------------------------------|--|--|--------------------------------------|---|--------------------------------------|--|--|-----------------------|------------------|------|
| 7 | 小左衛門 | 75.16 | 3.20 | 小左衛門 市左衛門 里兵衛 五兵衛 | 21.10 26.21 12.15 15.00 | 0.275 0.275 0.275 0.275 | 小左衛門 丞之丞 兵衛 兵衛 | 90.12 72.12 80.21 51.27 | 2.10 2.10 3.06 4.08 | 30.00 37.00 39.26 41.00 | 小左衛門(70) 市左衛門(66) 理兵衛(34) 五兵衛(57) | 7 7 9 7 | 1 4 4 5 | |
| 8 | 平右衛門 | 69.04 | 2.12 | 角右衛門 所左衛門 平右衛門 | 19.27 33.08 15.20 | 2.00 0.12 | 權三郎 所左衛門 平右衛門 | 58.16 74.06 21.01 | 0.15 0.15 0.15 | | 角右衛門(70) 所左衛門(60) 平右衛門(33) | 2 7 3 | | |
| 9 | 織部 | 60.27 | 3.14 | 平左衛門 金左衛門 多兵衛 | 18.28 22.14 19.05 | 3.14 | 平左衛門 金左衛門 多兵衛 | 159.06 103.07 128.06 | 4.00 2.20 3.00 | 93.10 金左衛門(40) 3.22 | 平左衛門(24) 金左衛門(40) 多兵衛(36) | 6 5 4 | 1 | |
| 10 | 治兵衛 | 61.13 | — | 次兵衛 | 66.03 | | 次兵衛 | 58.24 | | | 次郎左衛門(30) | 3 | | |
| 11 | 与兵衛 | 60.07 | — | 市郎右衛門 七郎兵衛 | 39.22 20.15 | | 市郎右衛門 甚兵衛 | 101.21 48.09 | 0.18 1.12 | 16.00 | 甚兵衛(29) | 1 | (濃丸) | |
| 12 | 次右衛門 | 58.06 | 1.06 | 市兵衛 久右衛門 | 14.16 43.20 | 0.18 0.18 | 市兵衛 久右衛門 | 51.01 87.07 | 0.24 1.06 | 22.00 48.00 | 又左衛門(60) 久右衛門(41) | 3 4 | (*) | |
| 13 | 庄左衛門 惣八郎 | 48.11 | (4.12) | 太郎右衛門 六右衛門 与右衛門 八右衛門 十兵衛 | 18.27 4.09 12.21 8.24 9.05 | (1.03) (1.03) (1.03) (1.03) (1.03) | 太郎右衛門 六右衛門 与右衛門 八右衛門 十兵衛 | 74.21 40.16 51.26 39.04 33.06 | 0.21 0.24 0.20 0.28 1.00 | 10.24 8.00 10.04 12.18 12.18 | 太郎右衛門(58) 六右衛門(56) 与左衛門(53) 八右衛門(48) 十兵衛(42) | 2 1 3 5 4 | 1 | (濃丸) |
| 14 | 六右衛門 | 27.02 | 3.00 | 伝左衛門 | 7.14 | 1.15 | 伝左衛門 | 46.03 | 2.28 | 2.04 | 源右衛門(74) | 5 | | |

第一表 荒川村幕領百姓別土地所有の変遷と家族構成(つづき)

| | | | | | | | | | | | | | |
|----|----|---------|-------|------|------|---------|--------|--------|----------|---------|-------|---|----|
| 15 | 栗原 | 22.15 | — | 久左衛門 | 9.00 | 彦兵衛 | 34.00 | 0.12 | 久左衛門(68) | 2 | (戸主奉) | | |
| | | | | 藏兵衛 | 6.23 | | 吉左衛門 | 34.08 | 0.12 | 吉兵衛(20) | | 4 | |
| | | | | 九兵衛 | 6.22 | 九兵衛 | 24.02 | 0.24 | 九兵衛 | 3 | | | |
| 合 | 計 | 1325.06 | 31.08 | 合 | 計 | 4328.03 | 70.08 | 990.29 | 合 | 計 | 180 | 7 | 28 |
| | | | | | | | 130.10 | (除地) | 角兵衛(27) | 2 | (*) | | |
| | | | | | | | 8.07 | | | | | | |
| | | | | | | | 4.17 | | | | | | |
| | | | | | | | 4.10 | | | | | | |
| | | | | | | | 3.15 | | | | | | |

註 1. 屋敷欄のカッコ書()は畑分に含まれているもの。延宝4年文右衛門以下は村内小宮山領百姓。

2. 延宝3年*印右衛門、弥右衛門、又左衛門、角兵衛は便宜上各欄に記載したが系譜不明。

3. 寛文12年々の勘、角右衛門と延宝4年権右衛門、権三郎との関係は不明だが両年代によって名前が相違するのは親子の關係を示す。

4. 角右衛門は2人おり必ずしも実態を示していない。

あるが、年貢の収納は江戸時代を通じて永高制によって行われた。

以下の論述は、幕領時代を中心とする。

註(1)杉山博「戦国末期における岩付・鉢形領の武士と農民」

(昭和三十四年度史学会大会部会報告)。

(2)寛政重修諸家譜第五輯八九五～六頁。

(3)紙数の制限から文祿検地について立入った考察は許され

ない。これに関して小久保忠克「武州榛沢郡荒川村の古検地について」(埼玉研究三、昭和三十四年)があるが、なお検討の余地がある。別稿「関東農村における文祿・元和検地について」参照。

二 土地所有の変遷と延宝期の家族構成

荒川村における土地所有について考察する場合、最も

注目すべきことは新田開発についてである。

荒川村の北方に位する櫛挽野くしびきのは、周辺一六カ村の持添新田として延享二年神尾若狭守の檢地を受けた幕領であるが⁽¹⁾、寛文期頃は近辺農村の入会地であり、荒川村の北隣猿喰土村及び原宿村は飯塚村の枝郷で⁽²⁾、小前田新田村は慶長年間に旧北条氏邦家臣町田土佐守らによって開發された見立新田である⁽³⁾。猿喰土村の分村は寛文以前であるが、荒川村の文祿檢地帳には「ざるがいと」の地字が記されており、荒川村と猿喰土村、小前田新田村境域が確立するのは、後にみるように寛文十二年頃と思われる。また、荒川村自体未墾地が多く、本田畑の地続きを開發した切添新田は、寛文延宝期頃まで隠田とされる余地が残されていたものと考えられる。

第一表は、檢地帳類による幕領百姓別所有高の変遷と延宝三年の家族構成を示したものである。

表の(A)は、給人吉野勘十郎の内檢地による元和六年檢地帳写から作成したものである。この檢地帳は名寄形式で分附記載はなく、畑は上・中・下の品等別に地字畝歩を記し、全体で四筆しかない田は「是ハ間付々畝歩壹倍(畝成一畝地)而おがなりの年貢」として面積を実面積の二倍に見積った上、それぞれの位の畑方を含め集計されている。一筆毎の下方に分筆した畝歩・百姓名が後筆で記されている。これは、寛文十二年、名主太郎兵衛が古高反歩(元

和檢地高)を現実の耕作者ごとに調整・仕分けする過程で記したものと考えられる。何故ならば寛文十二年六月の「武州榛沢之郡荒川村水帳名寄 古帳反歩之わけ」という表題の簿冊の記事とほぼ一致するからである。各々の最初の一笔に捺印があるこの寛文の帳簿から作成したのが(B)である。(C)は、延宝四年九月、代官深谷忠兵衛によって行われた総檢地の結果である。田・屋敷・野錢の順に記載したもの一冊、畑方分二冊、計三冊に及ぶ延宝四年の「荒川村辰御繩打水帳」写は、畑は地字順に、上・中・下・下々・萩・林の各種目にわけ、田は上・下・下々にわけて登録し、また、これまで年貢割付状にのみ記載されていた山錢を「林野錢」と称して所有者別に登録している。ただ、遺憾ながら元和・寛文・延宝のいずれの檢地帳においても石高は記されていない。

さて、第一表によれば、元和六年に登録された一三町五反余は一五人によって所持され、一人当りの持高は最高三町歩余、最低二反余歩の間に分散している。うち、屋敷を登録しているのは一〇人であるが、他に繩除された名主四郎左衛門①がある(後掲史料三)。しかし、この四郎左衛門を始め②主水、⑩治兵衛は須田領に、③与右衛門、⑥惣左衛門、⑫次右衛門、⑬庄左衛門は小宮山領に、それぞれ自己所有地を分割されたように思われ、こ

の計数は、百姓別所有高の実態ではなく幕領分のみである点に注意したい。ともかく、寛文十二年になると百姓数は四四人に激増する。元和六年の各名請地はほとんど分割され、六分割(②主水)から二分割に及び、⑤藤左衛門、持高の少ない⑩治兵衛、④六右衛門の三人の持地は分割していない。寛文十二年の古高一人平均所持高は、二町七反余を有する①の太郎兵衛を除くと約二反五畝である。⑬^{惣八郎}庄左衛門という共有記載は、表に示さなかったが、正保三年「年貢引付帳」によれば、第一表③与右衛門は^{惣兵衛}甚左衛門、⑨織部は^{勘五郎}彌左衛門と記された例がみられ、本百姓分立の前提を示すものであり、⑦・⑩・⑬にみられる寛文期の屋敷地均等分割は分、家を示している(後述)。いづれにしても、寛文十二年の古高仕分けによる百姓数の激増は、現実の耕作者を基準としたからに外ならず、同年強力に遂行された改め出し、新田検地⁽⁴⁾により年貢増徴と小農民自立を促進した。第一表BとCとの差田畑二九町九反七畝二六歩、屋敷三反九畝は、それを如実に示している。その総仕上げともいえるべき延宝検地の結果は耕地五町以上を有する①名主太郎兵衛を最高に、一町以上一三人、五反以上一町以下一八人、五反以下一六人となり、総名請人は四八人である。うち、野錢林の名請人は二三名、⑤兵左衛門二町以上、①太郎兵衛・庄兵衛一

町余、⑨平左衛門が九反余の外、一九人が五反以下である。無屋敷登録人は八人いるが、延宝検地で始めて登録された文右衛門以下四人は村内小宮山領の百姓で、①四郎左衛門古高一筆を分割された市郎左衛門、②主水古高三筆を分割された伝兵衛、⑧の系譜不明の権三郎、⑩治兵衛の四人以外は、皆屋敷を登録しており、特に名主太郎兵衛の縄除地であった屋敷が始めて登録されている点注目される。

このような時期における家族構成を、延宝三年の「吉利支丹宗門御改寺手形帳」⁽⁵⁾によって示したのが第一表(D)である。幕領百姓四四軒、総人口二一五人(血縁家族一八〇人、下人三五人)の家族構成は、単婚小家族で構成され、各一名の傍系血族を含む家四軒、家族二人以下の家が一一軒ある。大別して、所謂年季奉公人と隷属農民を有する層と、そうした非血縁家族を持たぬ層に分けられる。

以上が、第一表の分析を通じていえることの概略である。寛文延宝検地と延宝期宗門改帳については、節を改めて今少し立入って述べる。

註(1)新編武蔵風土記稿一一卷二三八頁以下。

(2)同右二七九頁。(3)同右二八三―二八六頁。

(4) 改め出し、新田畑検地の実態を示すような史料はないが、後掲史料一ノ(2)参照。

(5) この宗門改帳については、田尻高樹「北関東天領における初期の宗門改」(地方史研究四〇、昭和三十四年)に史料全文及び一覽表が紹介されている。

三、寛文延宝期における村の展開

さて、このような寛文延宝検地が実施された村は、どのように推移したのであろう。まず、披見した文書によって知り得る同時期の諸紛争を追究してみよう。

1 諸紛争

境立論

寛文十二年五月、荒川村と猿喰土村の境引をめぐり、幕領名主太郎兵衛が代官所へ提出した訴状によれば、次のような経緯が知られる。

荒川村(幕領と二給)、小前田新田村(幕領)と猿喰土村(幕領と二給)の三村入会地に、寛文十二年五月二日未明、荒川村小宮山領名主久太夫が猿喰土村名主百姓と内談し、幕領内から左右衛門が内密に出合い、荒川村と猿喰土村の境を引いた。同月四日、その境引場へ幕領惣百姓が出合詮議した処、「荒川村分と申候内ニざるがひと村々切出シ之畠四拾四枚」があり、「御代官所六右衛門

門と申百姓分御帳面畠壹枚」が猿喰土村になっている。そこで、幕領名主太郎兵衛は、猿喰土村名主八郎左衛門へ掛合うのであるが、「其方左右衛門出合申候間、境之所ハ以来迄さかひ可仕」といわれ、「内々ニて成申間敷」と左右衛門の穿鑿方を願ひ出た事件である。

この結果については明らかにし得ないが、天保七年の荒川村絵図をみると、荒川村と近世以後の新田村である猿喰土・御前田新田の両村との村境周辺は、三村の飛地が入交っている。このような飛地は、近世前期における顕著な新田開発の進展に伴なう入会地の新田化と、新田検地・改め出しが進行する近世村落形成期における一つの所産といえよう。

寿楽院出入

延宝四年九月、幕領総検地に際し、古跡の故をもって「御領私領御高之外除地」とされていた寿楽院の検地帳登録について、村内小宮山領名主久太夫・長左衛門、須田領次郎兵衛は次のように要求した。「当村御領私領三分入相之村ニ御座候間、御公儀様御帳面ニ計為記申事罷成間敷候、私領方帳ニも書載可申」と。この為、幕領名主太郎兵衛は、江戸奉行所へ「先規之通御除地ニ成共、又、御年貢所ニ成共、何分ニも御公儀様御帳面ニ御載可被下」と御注進に及ぶ。ついに、寿楽院は、「御蔵入之寺地被為

仰付」延宝檢地帳末尾に「外除 式町四反廿七步 但林共寿楽院寺中」と記された。

幕領名主太郎兵衛彈劾事件

すでに述べたように、延宝四年の幕領総檢地は、近世村落秩序を確立するため強力に遂行された。その翌五年二月、權之丞・兵左衛門・角右衛門の三組頭が頭取となり、名主太郎兵衛の非法を代官所へ出訴している。訴状はないけれども、出訴理由は大凡次の四項目である。

- (1) 御公儀様法度の古木を延宝元年の代官替りにまぎれ、名主が切取った。
 - (2) 名主に隠田がある。
 - (3) 延宝檢地の時、大分の入目(経費)を惣百姓へ割懸け、名主は私欲をなした。
 - (4) 百姓次兵衛を潰し、其田地を名主は持添とした。
- 事件の結果は、明確にし得ないが、右に對する太郎兵衛の申開きは次の通りである。

(史料一)

乍恐に返答書御訴訟申上候

- (1) 一、御 公儀様御法度の古木、(延宝元年)当五年以前、御代官様御替之節、拙者伏申候と偽り申上候、(中略)

(徳川家康関東入国)
 (2) 一、拙者居屋敷之儀を隠田ニ御座候と偽り申上候、御入国之刻伊奈備前様御檢地被遊候節、御指置之御証文被下置候、其以

後吉野勘十郎様御拝領地ニ罷成候而、勘十郎様荒川村へ御繩御入候節、右之御証文御詮儀之上、拙者居屋敷御檢地不被遊候、証拠御座候、拙者親火事ニ違、右之御証文焼失申候、其後伊奈半十郎様御代官所ニ罷成候刻、御手代大河内与兵衛殿迄右之段御披露申上罷在、六年以前子ノ年荒川村切添御改之刻も半十郎様へ右之通申上置候、五年以前丑ノ年御代官様御替り之砌、前々之通御断り申上置候、去辰ノ夏御巡見様様方江も御入国以来御繩入不申候段、惣百姓ノ書付お以申上候、屋敷之儀隠田と偽り申懸候、去辰ノ秋荒川村御檢地之刻、達而御訴訟申上候へ共、古来之儀ハ各別御忠節之事ニ候間、當御繩受可被成旨被仰付、無是非御なわ申請御年貢上納仕候所ニ、筋めも無御座申懸仕候御事

- (3) 一、次兵衛と申御百姓をつふし、其田地を拙者持添ニ仕候と偽申上候、次兵衛儀拙者親と一類ニ御座候ニ付、代々名主地を分ケくれ置申候処ニ、次兵衛身躰不罷成候て、近年御年貢御上納不申候ニ付、次兵衛方拙者ニ申様へ、右其方之田地ニ候間相返し可申候、前々之御年貢金勘定都合拾三兩貳分御座候間、此金子其方取替濟くれ候へと、兵左衛門・所左衛門・權兵衛と申者を以、拙者方江様ニ申ニ付、右之金子差替田地請取、其上手形取置申候処ニ、百姓衆申候へ、先規名主田地ニ御座候由、諸役之儀者惣百姓ニ而可仕と申ニ付、左も候へ、為以来之手形可仕候と申候へハ、皆々尤と申候而惣百姓連判手形仕置出入無御座候処ニ只今各別成偽り申上候御事、
- (4) 一、去辰ノ秋荒川村御檢地被遊候節、大分ノ入目惣百姓ノ割懸

拙者取申候由、偽申上候所ニ御座候、汁のミ新出させ申候、其外何成共入目無御座候ニ付、総百姓方へ申候様へ、百姓中ケ間ニ我かまゝ者候間、右之通入目無之由、手形仕候へと申候へへ、皆々尤と申手形仕拙者方へ相渡シ置申候而、拙者無体ニ判形致させ候由、各別成偽り申上候、(下略)

さらに、次兵衛問題に關連して百姓一二軒を潰したといわれ、太郎兵衛は次のように反駁している。

(史料二)

(前欠、三項前略)

(1) 一、当六年以前兵左衛門とけほう百性式人出入之儀、けほう之ものを拙者すゝめ本百性仕立可申と我儘仕候由申かけ候、代々兵左衛門けほうニ紛無御座を拙者存ながら、けほうをおしはなし候様ニ可仕筋め無御座候、只今ニ至迄けほう百性ニ而罷有候、

(2) 一、五右衛門屋敷を兄里兵(衛)へ永々かし置申候所ニ、里兵衛名帳ニ拙者付可申と申候由偽り申上候、此屋敷へ里兵衛屋敷ニ紛無御座候、里兵へ弟五右衛門ニかし置申候へへ、五右衛門自分之屋敷ニ候と兄弟論地ニ仕、跡々伊奈半十郎様御手代会田七右衛門殿迄申上り候所ニ、兄弟之事ニ候故、内談ニ而扱ニ仕、屋敷を半分々々ニわけ相濟申候、(中略)

(3) 一、惣左衛門屋敷を一郎兵衛ニかし置申候所ニ市郎兵衛名帳ニ付可申由、拙者申候由、六年以前相濟無御座事、(中略)

(4) 一、伝左衛門屋敷之儀、六年以前子ノ年(幼)総兵衛ニ半分非分ニわ

けくれ申候由、偽り申上候、伝左衛門屋敷へ、(只カ)ニ今何方へもわかり不申候、

(5) 一、久右衛門兄一兵(衛)へ御代官所之御百性ニ御座候所ニ、身軀不罷成候而、跡々江戸へ奉公ニ參永、罷有、荒川村へ引籠久右衛門と一所ニ罷有候所ニ、久右衛門何角ニ付我かまゝいたし兄市兵衛おい出し申ニ付、可罷有所無御座候間、拙者所へ一兵衛參、右之段申ニ付、代々之御百性ニ御座候へへ、見捨申儀いかゝと存半年計拙者扶持いたし置申候所ニ、色々無駄成儀たくミ偽り申上候、兄弟ニ而六ヶ敷仕候儀へ、一兵衛奉公永々いたし候内、久右衛門ニ畑屋敷預ケ置候へへ、御公儀様御年貢御役等相濟、残而作徳金御座候間渡し候へと、一兵衛申候へへ、久右衛門作徳金無之と申ニ付、御手代佐藤与右衛門殿一兵衛申上候得へ、双方様子御尋可被成候所ニ、同村寿楽院扱ニて埒明申候儀を、只今何角と申上候、

(6) 一、拙者下人市助儀へ、阿部豊後守様御知行所岩田村人主市右衛門、同村五郎左衛門方(使)請狀取置、本金三両式朱かし申候而永々召夫置申候所ニ、(延宝二年)寅ノ三月、彼次兵衛と申者、右之市助を(勾)かとい出し欠落いたさせ申候ニ紛無御座候儀へ、証文取置申候所ニ、只今何角筋めなき儀を申上候、(中略)

(7) 一、五年以来拙者我かまゝ仕候様ニ申上候、偽りニ而御座候、跡々此權之丞・兵左衛門・角右衛門三人之者少之儀ニも頭取仕村中さわかし申候而、都而私ニたいくつ仕候と申上候儀へ、偽りニ御座候、(中略) 扱又百性十式軒拙者はからいニ而つふれ候由、大キ成偽りニ而御座候、次兵衛と申者ニハ、

拙者畑之内三畝分程かし置、其内ニ家を作セ指置申候、彦兵へ・九兵へニハ金子志兩預ケ置、いまに取不申候、一郎右衛門儀身躰不罷成候ものニ御座候間、近年御年貢上納不申候ニ付、拙者取替御公儀様へ差上ケ申金三兩式分之余御座候、六之助親ニハ作物仕候たね物度々くれ置申候、一郎右衛門と申者、近年御年貢御役錢未進總九百文之余御座候、兵左衛門近年悪心企作物不仕うるたい者ニ罷成、妻子をうり去ル春中何方へ參候哉、拙者ニも無断荒川村を罷出候間、同九月中參候間不便ニも存、又ハ御公儀様御忠節ニも可罷成と奉存候而、表種かい候へと申、拙者金子三分かし麦作仕付させ置申候、其前ニも金一兩預ケ置申候、(下略)

ここには、寛文延宝期における屋敷の分割、潰百姓、家抱、下人をめぐる問題が提示されている。

以上の諸紛争、特に名主太郎兵衛弾刺事件における名主の返答書(史料一及び二)にみられる諸現象は、誠に興味深い。

2 近世村落の確立

境立論があった寛文十二年に新田検地、改め出しが行し、名主の手許で古高が現実の耕作者に仕分けされたことは、すでに述べた。この現実の耕作者達が「年貢割付状」裏面に始めて名を連ねるのもこの年代である(第二表参照)。さらに彼等は、「総百姓」として同年極月には

次のような「連印手形」を名主に宛てて提出している。

(史料三)

手形之事

一総百姓方へ名寄之写、銘々所付まで書付、志人切りニ御渡シ被成候、則請取申候、御年貢相済申候而、請取手形総百姓方へ御わたし被成候、請取申候、為其如此ニ候、

一前々定使御座候所ニ、酉ノ年より無御座候間、貴殿何かと御申被成候儀ハ尤ニ存候、可然もの聞立定使仕立可申候、其内ハ何とそ被成可被下候、定使仕立申候而、其給分お明酉年ハ勘定仕何程ニ而も百姓共出し可申候、為後日総百姓連判手形進上申候、仍如件、

寛文拾貳年

子ノ極月廿四日

荒川村

利兵衛[㊦]

太郎兵衛殿

(以下四名連印)
うち一名無印)

第一項の年貢上納関係については、寛永ノ延宝期の「年貢割付状」の裏面に連印している百姓数を示した第二表によって明らかのように、寛文十一年まで一三人前後、寛文十二年以後は四〇人前後と画然と分れており、多分、信州松本藩の検地奉行が行ったように(1)、「志人切り」に名寄の写を受けた人々が年貢負担責任者となったのである。そして、彼等が、名主が村政事務遂行上使用する「定使」の給分を分担することを第二項で誓って

第二表 年貢割付状に裏書した百姓の数

| | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|---|----|
| 寛永 | 12 | 6 | 寛文 | 7 | 13 | 延宝 | 4 | 40 |
| | 15 | 1 | | 8 | 13 | | 5 | 41 |
| 寛文 | 1 | 13 | | 11 | 14 | | 6 | 41 |
| | 2 | 13 | | 12 | 39 | | 7 | 40 |
| | 3 | 12 | 延宝 | 1 | 40 | | 8 | 39 |
| | 4 | 12 | | 2 | 41 | | 9 | 39 |
| | 5 | 13 | | 3 | 41 | | | |

名請人に相当するものである。

寛文十二年は、潜在的には徐々に分立しつつある小農民を公法的にも現実的にも認め、彼らを正式な構成員とする近世村落を成立せしめる契機をなした年であり、寛文十二年を境にして、等しく「総百姓」と称しても実質は全く相違する。

次に、史料一・二にみえる問題をさらに追究しよう。そこには、寛文検地或いは延宝検地を契機として発生し

関東農村における寛文延宝検地について（青木）

いる。「定使給分」は、正保三年の場合一軒前永三九文で名主を除き一三軒分を一六人で分担している。すなわち、一軒前一〇人、半軒前（二〇文）三人、半軒前（一九文）三人であり、寛文期の「年貢割付状」上の百姓数と一致し、元和検地帳上の名主太郎兵衛と百姓治兵衛を除く

た問題が多い。

名主特権の消滅

名主隠田（史料一ノ②）については、文禄検地に際し日下部兵右衛門・成瀬吉右衛門に宛てた、検地奉行三人連署の次の書状によって、近世初頭以来縄除地を有していたことが明らかである。

（史料四）

尚々名主之やしき大繩ニ入不申候て、宍札被取候てはつし可申候、以上

御書中過分ニ奉存候、如御意候、此中は、一段とさむく罷成候、乍去、御繩之所有者涯分かせき申候、御心安可思召候、殊更荒河之百姓持田屋敷之所御意ニ候、尤御意ニ候て、大繩ニ入不申候て、はつし可申候、菟角何事も旦那被申様も、御両所様御指づ次第二可仕候之由、被申付候之間、御意次第ニ存候、恐々謹言、

（文禄四年）

十一月九日

内藤 左衛門（花押）
 袴田 七右衛門（花押）
 河下 平次左衛門（花押）
 自窪嶋

日下 兵右衛門様
 成瀬 吉右衛門様
 参御報

この時の緋除証文は、祖父四郎左衛門もしくは父太郎の代に火災で焼失し、その後、度々再交付方を願ひ出、寛文十二年、代官伊奈半十郎の切添改めが行われた際に「能御次而」と一反二四歩の屋敷並びに六畝二九走の「屋敷廻りやぶの地」の除地証文焼失の旨を認め、再交付を願ひ出た。しかし、代官に「荒川村に不限、半十郎様御代官所ニ備前守様御証文数多焼失仕候間、御公儀様へ御次而之節、御証文申請可被下候間、其迄相待候へ」といわれ、延宝検地に至り、遂に「古来之儀ハ各別、御忠節之事ニ候間、当御緋受可被成」とされ、除地は許されなくなつた。

こうして、戦国末期の由緒に由来した名主の特権は消滅し、名主の伝統的勢力は後退しつつあったが、これこそ、前述の年貢負担・定供給分や延宝検地入目（史料一ノ(4)）、諸役負担等の本百姓の諸義務負担について、総百姓の「連印手形」を作成する必要を生じた一因であらう。史料一ノ(3)にみえる次兵衛問題もまた、元和頃もしくはそれ以前に名主家から分立したと推測される次兵衛が、年貢上納のため、名主家からの分地を金三兩二分で返却し、その土地に課せられた「役」が、「先規名主田地」という理由で惣百姓に転化された処に原因している。名主太郎兵衛弾劾事件が発生した年の十一月、伝馬

小役について「前々村中惣百姓御転馬其外小役之分、中間ニ少出入も可有御座候得共、惣百姓寄合相談仕相互相違之分ハ中間之梗授ニ仕候」旨の惣百姓連印手形が作成され、名主に残された「諸役免除」という特権も、小農民の自立化に伴ない著しく制約された。

屋敷の分割

史料二によれば、①里兵衛・五右衛門兄弟（史料二ノ(2)）、②惣左衛門（史料二ノ(3)）、③伝左衛門（史料二ノ(4)）の各屋敷が、寛文検地帳への記載をめぐり、名主の不正を問われている。①は、第一表⑦にみられるように均等に分割され、②は元和検地帳の屋敷は分割することなく清左衛門の名請地となり、新屋敷を善兵衛と市郎兵衛で半分宛分割（第一表⑥）しており、③伝左衛門屋敷（第一表⑭）は、元和検地三畝歩が寛文十二年には半減し、残り半分は、みの助（第一表④）方に記されている。いずれも均等分割されている点が共通している。

遺百姓

寛文十二年の本百姓数は、六月古帳反歩の仕分けにおいては四四人、霜月年貢割付状裏書人は名主を除き三九人、史料三の連印手形では四三人と、同年代で月によって若干相違がみられ、百姓の異動を示している。延宝三年宗門改帳に記載されている戸右衛門・弥右衛門・又左衛

門は翌四年檢地帳に見当らず、宗門改帳に一軒を構えていない市郎右衛門・市兵衛・伝兵衛の三人は、延宝檢地帳に登録している。前者の家族構成をみると老人と子供のみである。後者のうち、名主太郎兵衛が年貢未納三兩余を立替、外に年貢役銭未進九〇〇文ある(史料二ノ(7))という市郎右衛門(43才)は、村の庄兵衛方へ一年季で奉公し、子供はな(10才)を同家に「やしない子」とされ妻かめ(29才)は、理兵衛方へ二年季奉公人となっているが、延宝檢地帳には一町以上の持地を登録している(第一表⑩)。市兵衛は、元和檢地次右衛門分を弟久右衛門と分地しているが、市兵衛は「身躰不能成」久右衛門に畑屋敷を預け江戸に奉公に出、延宝三年宗門改以後に帰村し、延宝檢地帳に帳付けされている(史料二ノ(5)第一表⑩)。この外、宗門改帳の一人家族は、長兵衛(53才)・六右衛門(56才)・甚兵衛(29才)の三人で、いずれも身代を潰した為であり、名主太郎兵衛が「六之助親ニハ作物仕候たね物度とくれ置」(史料二ノ(7))という親が長兵衛にして、子供所右衛門を村の七兵衛方に五年季奉公に出し、六右衛門は子供とらを村の市郎兵衛方に三年季奉公に、甚兵衛は兄七郎兵衛が奉公の為出村している。史料二ノ(7)に見える名主太郎兵衛が金子一兩を預けたという彦兵衛・九兵衛のうち、後者は、妻子を残し

て同様に村を出ている。このような潰百姓・身体不自由者の種々な実例は、名主が無躰に百姓を潰したというのではなく、幕藩領主の小農民自立政策が名主を始め村役人を通じて行われ、しかも、自立せしめられた小農民の基盤は、薄弱なようであったことを明らかにしている。

家抱・下人の独立

(イ) 史料二ノ(1)に見える兵左衛門と家抱百姓の出入からは、この村の家抱の存在及び寛文延宝期における家抱の解放という事実をかいま見ることが出来る。ここで寛文十二年に家抱を本百姓にするように名主から示唆を受け、しかも、二人を本百姓にすることになり延宝五年まで家抱の地位を保たせていたという兵左衛門は、名主太郎兵衛弾劾事件の頭取の一人にして組頭である。二年前の延宝三年の宗門改帳によれば、吹塚村郷左衛門家の出身で、明暦三年に藤左衛門方へ入婿となり、当時母、妻及び三人の娘のみを家族に持っているが、家抱はおろか下人、生はへなど他家に見られる傍系家族は有していない。かつまた、この宗門改帳に見る限り、この村には、既に家抱は全く存在しない。一方、第一表⑤に示したように、延宝檢地には、田畑三町余、屋敷六畝一二歩、野錢林二町四反余を登録し、特に野錢林は村内幕領農民中最大で、当然兵左衛門一家では経営不可能な規模であ

り、血縁家族以外の労働力を必要としたことは推測される。では、家抱の存在を主張する文書と家抱の記載を欠く文書の間の齟齬をどう説明したらよからうか。ここで当局が宗門改帳上に明記させたのは、檢地に伴なう年貢負担者としての小農民一般とその現実の家族構成であったのに対し、村落内には、伝統的な「本百姓」「家抱」の呼称が温存され、分家後もこれに従属関係を有した百姓とが存在したことを示していると考えたい⁽³⁾。同じ文書中に兵左衛門が、名主太郎兵衛によって「悪心企作物不仕うろたい者」といわれているのは、そうした社会関係の中で、彼が、名主の意図に反して農業以外の関心をもつに至ったことを示している。名主自身は否定しているが、寛文期に家抱の解放が問題にされたことは注目に値する。

(ロ) さらに、延宝三年宗門改帳には、下人・下人はへを抱えている家が一二軒存在する。これについて見ると、まず、下人は「下男」「下女」の肩書を持ち、名主太郎兵衛七人、その分家庄兵衛五人、五兵衛五人、里兵衛四人の外、六軒になお一・二人宛、合計二十八人(男一五人、女一三人)いる。彼等は、荒川村及び周辺一町五村の出身で、年令は一〇才ないし四六才に及び、成年が多い。年季がすべて一年ないし一〇年と明記されている

のは、下人が年季奉公人であることを示している。これは、前述した潰百姓や零細百姓の家族中から放出されたものであろう。なお、年季奉公人は、年季さえ明ければまた本百姓になり得たし、たとえ欠落した百姓でも帰郷して本百姓に復帰することが出来た。

一方、「下男生はへ」「下女生はへ」の肩書を持つものは全部で七人(うち女五人)いるが、出身地・年季の記載を欠き、八才ないし三八才に及び、権兵衛が三人、太郎兵衛・庄兵衛、清兵衛、市左衛門が各一人をもっている。彼等は、それぞれ元和檢地帳上の③与右衛門、④四郎左衛門、④外記、⑦小左衛門の北条氏邦時代の地侍たちの子孫と考えられる。彼等は、前項に見たように、もと「家抱」と呼ばれるべき家内下人を内附しており、やがて延宝檢地を受ける迄にこれらを分立させる勢いがあったが、なお、個別的理由によって未分立の「家抱」を擁するものもあり、彼等が譜代生得の下人であるところから、この頃「生はへ下人」と呼ばれていたものであろう。なお、寛永期に由来する若干の人質証文⁽⁴⁾に見られるような永代質奉公人は、以上の譜代奉公人とも年季奉公人とも違った存在であり、前掲史料二ノ⑥に宗門改帳編製の前に、欠落を薦められて実行した市助は、この種のものであったが、延宝宗門帳上では、もうどの家にも姿を見

せていない。名主四郎左衛門家の家族構成（太郎兵衛血縁家族七人、下男三人、下女四人、下男生は一人、

庄兵衛 血縁家族六人、下男三人、下女二人、下女生は一人）を追跡しつつ、譜代奉公人、質物奉公人を労働力とした上層農民の農業経営が、幕藩領主の小農民自立政策によって絶えず解体の危機に直面し、寛文延宝期には、年貢未納・身代潰の百姓の土地を集積し、名主太郎兵衛は、記録に明らかな幕領部分だけで五町六反余の耕地と一町四反余の野錢林を有する一方、譜代奉公人としての家抱の名残りである「生はへ」をかかえながらも、より多く年季奉公人に依存する経営を維持したものと思う。

(八) こうして、荒川村においては、寛文延宝期を中心に「家抱」と呼ばれる譜代奉公人が「おしはな」され、「人じち」と呼ばれる質物奉公人が「かどい出」される一方、近村からの年季奉公人を「抱置」という形で、家族構成の大きな変化が見られ、この時期の宗門改と検地は、この傾向を推進し、かつ、承認する形で行われ、こうして、農民家族構成の面から見た近世村落の形成が行われたことを確認することが出来るよう。

註(一) 拙稿「近世農民の『役』について—松本藩における本百姓の性格—」(法政史学九号、昭和三十二年)七七頁

註15、詳しくは金井圓「松本藩における幕藩体制の確立(七)

関東農村における寛文延宝検地について(青木)

—土地制度の沿革考証—(信濃六ノ一・一二合併号、昭和二十九年)。

(2) 寛文十二年水帳名寄の市郎兵衛分を見ると「中如式畝式四歩 林中 居候所」と記された部分は、「是ハ惣左衛門分取」と註記され、さらに「内寄畝拾式歩善兵衛江わたす」と記されている。惣左衛門六〇才、善兵衛三四才という年令からして、二人は親子と考えられる。

(3) こうした着想は、Thomas C. Smith, *The Agrarian Origins of Modern Japan*. Stanford, 1959. pp. 34-35 にも、法的身分と社会的実態との間の不均等な展開として説明されていて、興味深い。

(4) 一例を挙げる。

借用申金子之事

合式両者 但江戸小判也

右之分借用申所実正也、但理足之義者壹月ニ付而壹分ニ付四十文ツツニ相定申、来る八月廿八日ニハ急度本理共相済し可申候、若済しかね申候者人じち相渡し可申候(下略)

寛永六年己ノ六月十五日

借主 岡田 長左衛門
口入 五兵衛(花押)
口入 甚左衛門

持田四郎左衛門殿

参

五、むすび

寛文延宝期における幕藩領主の小農民自立政策によつて、荒川村では、寛文十二年の一連の檢地政策及び延宝四年の総檢地を通じて、本百姓体制を確立する。しかし低生産性畑作農村である荒川村の農民達は、農作経営のみでは自給出来ず、早くから金納年貢の調達、飯米その他必需品購入のため、農間余業に依存していたものと思われる。元禄十二年の史料によれば、「荒川村馬草場一円無御座、林ニ而、薪を取五六里程ツ、付ケ參、こやしに取替、作等仕付ケ申候得共、薄畑故、夫食毎年不足ニ而買喰ニ困窮迷惑仕候、就夫、御年貢上納身をたすかり申儀ハ、林之影を頼ニ仕候」とあり、荒川村における近世前期の農間余業としての山稼による或る程度の農民側収入源の確保が、小農民自立条件の一つではなかったろうか。さらに、寛文延宝期に、名主太郎兵衛をして、組頭兵左衛門が「うろたい者」になり、組頭権之丞が「百姓を仕ながら不断あきないを仕候とて、方々うろたいあるきやと不罷有」といわしめているような商品流通機構への参加、一大消費都市江戸の発達、熊谷・深谷・寄居という中世以来の市場の影響下におかれた荒川村の特徴について考察したいが、この点に関する史料は残念なが

らこの村には残存していない。

〔附記〕本稿の基礎となった史料の採訪は、持田英孝家、史料編纂所員金井圓氏、花園村村史編纂委員小久保忠克氏、同田尻高樹氏らの御厚情によるものであるが、とくに、金井氏には、本稿作成に当り、直接御指導いただき、田尻氏には史料調査上色々と便宜を与えていただいた。記して深謝の意を表したい。（昭和三十七年八月七日成稿）